

学校給食共同調理場運営審議会 委員を募集

学校給食共同調理場の適正な運営に関し、広く市民の声を聴くため委員を募集します
定員 2人 **任期** 7月1日から2年間
応募資格 市内在住の18歳以上の方（高校生、市議会議員、市職員を除く）

会議の回数 年1〜2回程度
報酬 会議1回につき6千100円

申し込み・詳細 5月1日(木)〜15日(木) 16時45分までに、「苫小牧市学校給食共同調理場運営審議会申し込み」と明記し、住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、応募動機および学校給食について考えていること（600字〜800字程度）、未就学児の保護者の場合は、子どもの人数と生年月日、市の審議会・委員会などの委員経験者はその履歴を記載し、直接、郵送（必着）、またはEメールで 〒059・1272 のぞみ町2丁目7番3号 第2学校給食共同調理場 ☎(67)1815 ✉kyusho

市営住宅入居希望募集

募集期間 6月2日(月)〜6日(金)

申込住宅 市営住宅のみで別表のとおり

※今後空くと予想される戸数

申込資格 入居する家族全員の収入総額が基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかかな方で次の①〜③のいずれかに該当する方 ①同居する親族がいる方（内縁関係および入居許可日から3カ月以内に入籍できる婚約者を含む） ②現在公営住宅に入居している高齢者または身体障がい者の方などで、階段の昇降が困難などの理由で住替を希望する方 ③単身者で ●58

ku-2@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市地域福祉計画推進委員 会委員を公募

平成22年度に策定した「苫小牧市地域福祉計画」の進捗状況の審議や第2期計画策定に向けた協議を行う委員を募集します
対象 4月1日時点で住民登録されている20歳以上の市民 **定員** 1人

申込書配布 社会福祉課で配布、HPからダウンロード
申し込み・詳細 6月13日(金)までに直接または郵送（必着）で 社会福祉課 ☎(32)6354

平成26年度実施予定の市職員採用試験説明会参加者を募集

とき 5月31日(出) 14時〜16時
ところ アイビー・プラザ ※スーツの着用は不要です。来場の際は公共交通機関をご利用ください
内容 ●市の紹介、職員の仕事、目指す人

材像 ●採用試験について ●先輩職員のメッセージ ●個別質問

定員 36人 **申し込み順**

申し込み・詳細 5月1日(木)〜21日(水) 電話またはEメール（氏名、在学、興味のある職種）で 行政監理室 ☎(32)6182 ✉g-kanri@city.tomakomai.hokkaido.jp

教育委員会嘱託職員を募集

募集職種・人員 学芸員（考古担当）1人、科学センター指導員1人

職務内容 ●学芸員 埋蔵文化財に関する資料についての調査研究、整理、保管、展示および教育普及ならびにその他これらに関連する業務のほか、展示会の企画・実施

●科学センター指導員 科学展示物の案内・指導および保守管理、科学実習の指導
採用予定 7月1日（5月下旬に面接試験を予定）

受験資格 次の職種ごとの各号のすべての条件を満たす方 【共通】地方公務員法第

16条に定める欠格条項に該当しない【学芸員】●博物館法に規定する学芸員資格を有する ●大学または大学院において考古学その他これに準ずる科目を専攻し卒業（修了）した方で、埋蔵文化財発掘調査についての知識・経験を有する ●普通自動車運転免許を有する 【科学センター指導員】●児童、生徒の余暇学習活動に理解と熱意のある方で各種学習指導の経験または各種案内、指導業務（施設案内）の職務経験がある ●パソコン操作が可能

提出書類 【共通】●受験申込書 ●小論文（作文） ※指定用紙。教育部総務企画課で配布（HPからダウンロード可） ●返信用封筒 【学芸員】●大学または大学院の卒業（修了）証明書 ●学芸員の資格・普通自動車運転免許を有することを証明するもの

申し込み・詳細 5月1日(木)〜15日(木)に必要書類を直接（土・日曜日、祝日を除く）または郵送（消印有効）で 総務企画課 ☎(32)6739

歳以上の方（50㎡以下または2DKの住宅） ●58歳未満で現在働いているか、近く働く予定のある方、精神障害者手帳、療育手帳を有するかDV被害者の方（50㎡以下または2DKの中層住宅3階以上または耐火構造2階建） ●58歳未満で、階段の昇り降りが困難な身体障がい者（1級〜4級）の方（50㎡以下または2DKの中層住宅1・2階およびエレベーター付き住宅または簡易耐火構造2階建） ※年齢は4月1日現在

申込書配布 6月2日(月)〜6日(金) 住宅課、勇払出張所、のぞみ出張所、沼ノ端コミセン

申込方法 入居申請書を住宅課へ直接または

は郵送（消印有効）

留意事項 申し込みは1世帯1戸（重複申し込みの場合は全て無効） ●入居申請書には申込住宅番号を必ず記入 ●入居する順番は抽選により決定（母子世帯・老人世帯・身体障がい者世帯・多人数世帯向けの特定目的住宅については、困窮度調査を実施し困窮度の高い順に入居者を決定） ●一般募集の抽選回数は、通常1回ですが、入居申請時の困窮度調査により困窮度の高い方については2回抽選とします。高齢者世帯（65歳以上の方がいる世帯）、母子世帯、身体障がい者世帯（身体障害者手帳1〜4級）、過去3年以上連続して申し込みしている世帯の4年目以降は1回優遇、過

去6年以上連続して申し込みしている世帯の7年目以降は2回優遇、過去9年以上連続して申し込みしている世帯の10年目以降は3回優遇し、最大5回抽選。複数回抽選の場合は順位の高い方を採用 ●空き住宅が出た場合、入居登録順により資格審査に必要な書類を提出 ●資格審査（収入基準など）の結果、住宅に入居できない場合あり ●入居申込者（同居者を含む）が暴力団員である場合は入居不可 ●中層住宅の1・2階部分は高齢者（60歳以上）や身体障がい者（1級〜4級）など階段の昇り降りが困難な方のある世帯に限る

詳細 住宅課 ☎(32)6316